

## 埼玉県中学校体育大会への地域クラブ活動の参加資格等の特例について

大会参加は学校単位が原則であるが、（公財）日本中学校体育連盟が参加資格を緩和したことを受け、埼玉県においても地域クラブ活動について、一定の条件を設定した上で特例としての参加を認める。以下特例及び各競技部細則により条件を示す。

### 1、埼玉県中学校体育大会の参加を認める条件

#### (1)【大会理念の遵守尊重】

埼玉県中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。

#### (2)【年齢制限】

生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致している(中学校に在籍している生徒であること)。

#### (3)【団体登録】

当該競技を管轄する中央競技団体もしくは県・市町村競技団体に登録されている県内地域クラブとする。

#### (4)【大会参加申請】

①埼玉県中学校体育連盟事務局へ大会参加申請を行い、認定されていること。

②地域クラブ活動から大会に参加する場合は、令和6年4月3日(水)～4月19日(金)までに、県中体連各競技専門部に対し、参加申請手続きを行うこと。(様式1・2及び競技細則により指定されている書類)

③1年間同じ所属で埼玉県中学校体育大会(学校総合体育大会・新人体育大会)に出場することを原則とする。ただし、団体競技において、人数減少によりチームが組めない、または転校により在籍する学校に希望する部活動がない等やむを得ない事情がある場合にはその限りではない。

④追加登録申請期間については、下記のとおりとする。

ア 新人体育大会兼県民総合スポーツ大会・駅伝競走大会【7月3日(水)～7月19日(金)】

イ 冬季競技(スキー・スケート・アイスホッケー)【10月2日(水)～10月18日(金)】

⑤申請後、認定された場合には、県中体連から認定通知を送付する。

⑥登録有効期間は、認定日から3月31日までとする。登録料・事務手数料として、3,000円を県中体連に納入する。

#### (5)【活動状況の要件】

『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』(令和4年12月スポーツ庁発出)の「Ⅱ 2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進、(5) 適切な休養日等の設定」を遵守していること。

#### (6)【大会運営への協力】

予選会となる全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。

#### (7)【重複参加の禁止】

地域クラブ活動で埼玉県中学校体育大会に参加する場合、在籍校での大会参加は認めない。その逆も同様である。

## 2、埼玉県中学校体育大会に参加した場合に守るべき条件

### (1)【開催基準・申し合わせ事項の遵守】

埼玉県中学校体育大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

### (2)【事前会議の出席、選手引率の責任】

地域クラブ活動においては、責任ある代表者・指導者が代表者会議に必ず出席するとともに、大会当日生徒を引率すること。ただし、支部代表者の参加により行う競技の代表者会議については、その限りではない。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。

### (3)【団体ごとのチーム数制限】

- ① 団体競技における地域クラブ活動名での出場は1チームのみとする(複数のチームの参加はできない)。
- ② 地域クラブ活動の合同チームによる参加は認めない。

### (4)【登録地域と予選への参加】

地域クラブ活動が出場を希望する場合は、申請用紙に競技団体に登録している市町村を記入する。支部大会がある場合には、登録市町村から出場する。

## 3、参加を認めない場合

- (1) 埼玉県中学校体育大会参加申込に際して、参加条件に虚偽がある場合は参加を認めない。また、申込後に虚偽が判明した場合は参加資格を取り消す。

## 4、その他

- (1) この特例に則り、競技専門部ごとに大会参加に関する細則を策定する。
- (2) この特例および競技細則は、年度毎に更新していくこととする。

**付則** この特例は令和5年4月1日より適用する。

令和6年4月1日一部改正